

沿 革

- 明治35年 内務大臣訓令に基づき、牛島町に衛生試験所が設立され、理化学的及び細菌学的検査を行う。
それまでは警察部衛生課で行われていた。
- 明治末期 衛生試験所は土手長町中丁1番地に移転する。
- 昭和20～22年 衛生課は警察部から内政部に移り、更に教育民生部に移管された。
- 昭和23年1月 県の機構改革により、衛生部所属となり、細菌室は公衆衛生課に、理化学室は薬務課に移管された。
- 昭和28年1月 秋田県規則第4号（同月24日付）をもって衛生試験所は「秋田県衛生研究所」と改められ、公衆衛生課長斎藤清一郎所長兼務となる。
- 昭和29年6月 児玉栄一郎氏専任所長となる。
- 昭和39年4月 秋田県行政組織規則の一部改正（同月1日付県広報号外第5号）により、秋田県衛生研究所は「秋田県衛生科学研究所」に改められ、細菌検査、化学試験の他に生活科学部門の調査研究を行うことになり、総務課、細菌病理科、理化学検査科、成人病科、母子衛生科、食品衛生科、環境衛生科の1課6科制となる。
- 昭和39年6月 古川堀反町20番地（現千秋明德町1番40号）に庁舎が新築され移転する。
- 昭和46年4月 児島三郎氏所長となる。
- 昭和47年4月 秋田県行政組織規則の一部改正により総務課、試験検査部（細菌科、ウイルス科、理化学検査科、環境衛生科）、生活科学部（成人病科、母子衛生科、食品栄養科）となる。
- 昭和49年4月 秋田県行政組織規則の一部改正により、総務課、微生物部（細菌科、ウイルス科）、理化学部（食品衛生科、衛生化学科、環境衛生科）、生活科学部（成人病科、母子衛生科、栄養科）となる。
- 昭和61年4月 秋田県行政組織規則の一部改正により総務課、総務係、微生物部、理化学部、生活科学部となる。
- 昭和61年7月 千秋久保田町6番6号に現庁舎が新築され移転する。9月から業務を開始する。
- 平成2年4月 森田盛大氏所長となる。
- 平成4年4月 秋田県行政組織規則の一部改正により総務課、総務係、企画調整室、微生物部、理化学部、生活科学部となる。
- 平成6年4月 秋田県行政組織規則の一部改正により総務課、企画調整室、微生物部、理化学部、生活科学部となる。

庁舎の概要

- 名称：秋田県衛生科学研究所
所在地：秋田市千秋久保田町6番6号
構造：鉄筋コンクリート造り
地下1階地上5階塔屋1階
規模：建物延べ面積 4,583.9㎡

機 構

I 組織および業務内容



Ⅱ 職員名簿

平成8年5月1日現在

部 課 室 名	職 名	氏 名	備 考
	所 長	森 田 盛 大	獣 医 師
	次 長	竹 内 常 彦	
	次 長	栗 原 正	薬 剤 師
総 務 課	課 長	保 坂 晃 志	
	主 査	石 山 眞 紀 子	
	主 事	板 垣 和 幸	
	技 師(運転)	佐 藤 博 之	
企 画 調 整 室	室 長(兼任)	栗 原 正	
	主任専門研究員(兼任)	大 平 俊 彦	
	専門研究員(兼任)	石 田 あ や 子	
	専門研究員(兼任)	笹 嶋 肇	
微 生 物 部	部 長	佐 藤 宏 康	
	部 長 補 佐	原 田 誠 三 郎	臨床検査技師
	専 門 研 究 員	石 塚 志 津 子	臨床検査技師
	専 門 研 究 員	鎌 田 和 子	臨床検査技師
	専 門 研 究 員	笹 嶋 肇	
	専 門 研 究 員	齊 藤 志 保 子	獣 医 師
	主 任	八 柳 潤	薬 剤 師
	技 師	斎 藤 博 之	
	技 師	木 内 雄	薬 剤 師
理 化 学 部	部 長	佐 野 健	薬 剤 師
	主任専門研究員	大 平 俊 彦	薬 剤 師
	部 長 補 佐	武 藤 倫 子	
	部 長 補 佐	大 谷 裕 行	薬 剤 師
	専 門 研 究 員	村 上 恭 子	薬 剤 師
	専 門 研 究 員	松 田 恵 理 子	薬 剤 師
	技 師	高 橋 佐 紀 子	
	技 師	滝 本 法 明	薬 剤 師
生 活 科 学 部	部 長	勝 又 貞 一	薬 剤 師
	部 長 補 佐	高 桑 克 子	
	部 長 補 佐	柴 田 則 子	薬 剤 師
	専 門 研 究 員	千 葉 ノ リ 子	保 健 婦
	専 門 研 究 員	石 田 あ や 子	管 理 栄 養 士

Ⅲ 秋田県衛生科学研究所企画推進協議会設置要領

(設 置)

第1条 福祉保健行政並びに生活環境行政等における行政課題を衛生科学研究所の調査研究事業等をもって円滑に推進することを目的に、衛生科学研究所企画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 前年度調査研究事業の評価に関すること。
- (2) 当該年度調査研究事業の進捗状況報告に関すること。
- (3) 次年度調査研究事業の企画及び策定に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、学識経験者及び県の関係職員をもって組織し、委員は、次に掲げる者とする。

- | | | |
|--------------------|-----------------|---------------|
| (1) 学識経験者 | (2) 福祉保健部次長 | (3) 生活環境部次長 |
| (4) 医務薬事課長 | (5) 保健衛生課長 | (6) 環境衛生課長 |
| (7) 環境衛生課廃棄物対策室長 | (8) 環境保全課長 | (9) 自然保護課長 |
| (10) 大館保健所長 | (11) 秋田保健所長 | (12) 横手保健所長 |
| (13) 脳血管研究センター研究局長 | (14) 環境技術センター所長 | (15) 衛生科学研究所長 |

2 委員の任期は一年とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、福祉保健部次長とし、副会長は生活環境部次長とする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(議 事)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、医務薬事課長とする。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査研究事業検討部会)

第6条 協議会に諮る行政課題、調査研究事業等を専門的に検討するために、調査研究事業検討会（以下「部会」という）を置く。

- 2 部会は、医務薬事課、関係事業主管課、大館保健所、秋田保健所、横手保健所、環境技術センター及び衛生科学研究所をもって組織し、その構成は、総務担当及び業務担当の職員とする。
- 3 部会は、会長が招集する。
- 4 部会は、課題毎に開催する。但し、最初と最後の部会は、全体会とし、その座長は、衛生科学研究所が務める。

(事 務 局)

第7条 本協議会及び部会の事務局は、衛生科学研究所に置く。

(委任規定)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成6年5月18日から施行する。

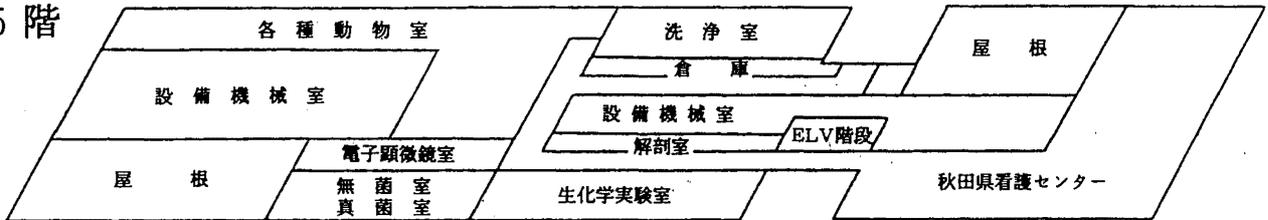
施設及び主要備品

I 庁舎各階案内図

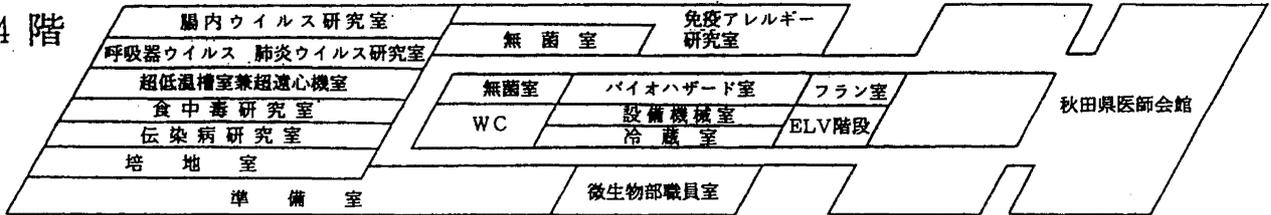
塔屋



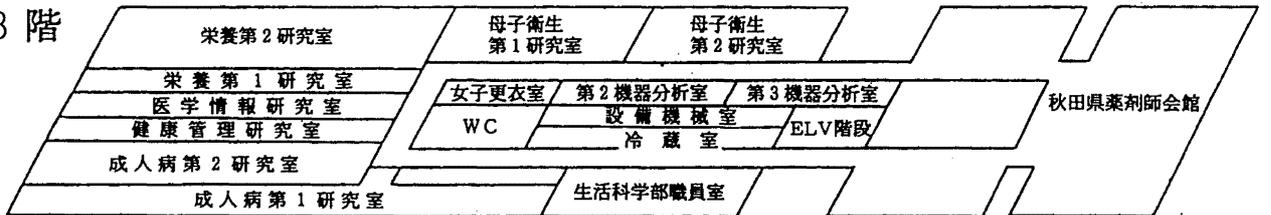
5階



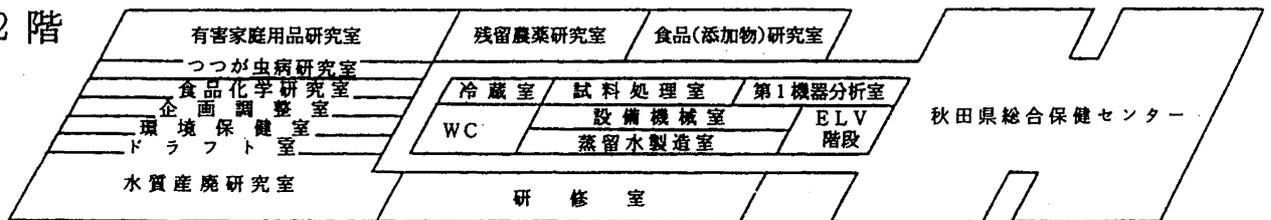
4階



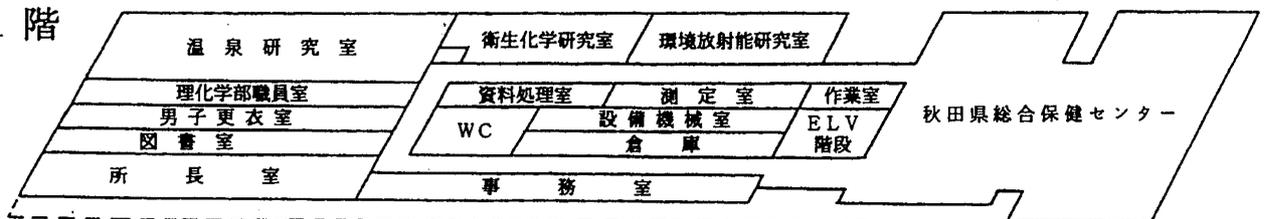
3階



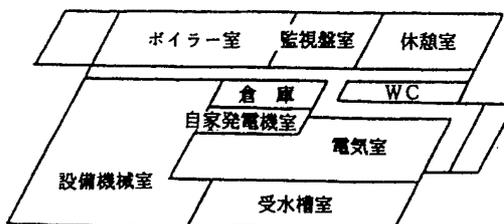
2階



1階



地下



II 主要備品 (100万円以上)

平成8年4月1日現在

品名	数量
ディープフリーザー	6
オートスチール	3
赤外線吸収計	1
フレームレスアトマイザー	1
分光光度計	4
フレームレス原子吸光分光光度計	1
原子吸光分光光度計	2
蛍光分光光度計	2
炎光光度計	1
低バック液体シンチレーションカウンター	1
自動分析装置	1
オートサンプラー	1
高速液体クロマトグラフ	2
ガスクロマトグラフ	7
キャピラリGL/MSシステム装置	1
クリーンベンチ	1
パンチ&インデクサー	1
オートダイリ्यूター	1
炭酸ガス培養装置	1
超遠心機	1
全自動エチレンオキサイドガス滅菌装置	1
尿自動分析器	1
酵素免疫測定システム	1
洗浄機	3
分注器	1
穿孔装置	1
超音波細胞破碎装置	1
イオンクロマトアナライザー	1
食物圧縮試験機	1
自動血球計数機	1
眼底カメラ	1
真空凍結乾燥機	1
水分活性測定装置	1
心電計	1
安全キャビネット	2
電気泳動装置	1
滅菌器(装置)	2
蛍光顕微鏡	1
電子顕微鏡	1
パルスフィールド電気泳動装置	1